

## 共同事業体について

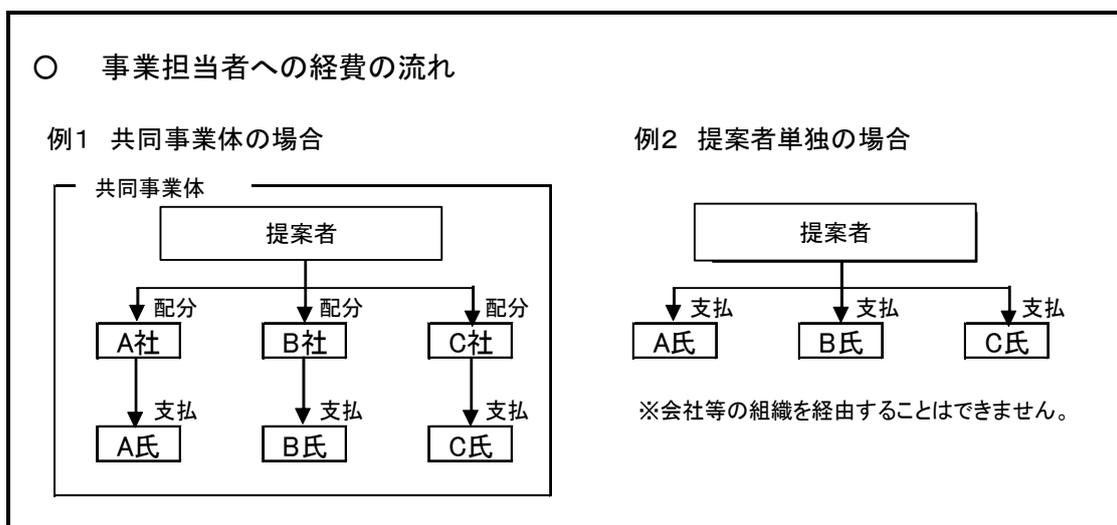
プロデューサー活動支援事業（以下、「委託事業」という。）は、原則として提案者が実施します。ただし、提案者が単独で委託事業を実施することが困難な場合は、共同事業体を構成して実施することが可能です。

この共同事業体とは、委託事業を共同して実施することを目的として結成されるものです。

共同事業体の各構成員は出資（労務の提供等）をして委託事業を実施することになります。（委託事業について出資をしない者は共同事業体の構成員とはなりません。）

共同事業体で委託事業を実施するケースとしては、提案者が所属する機関以外の機関に所属する事業担当者がある場合などが考えられます。（下図例1）

ただし、提案者が直接事業担当者に対して経費（謝金・旅費等）を支払うのであれば、共同事業体を構成する必要はありません。（下図例2）



### 【共同事業体の場合の留意点】

共同事業体の場合は、企画書の「2事業の内容」に、各構成員の担当事業名と事業内容を記載してください。また、「3委託事業の実施体制」及び「4経費の配分」にも、各構成員の実施体制及び見積額を記載してください。また、契約までに協定書等を作成し締結していただく必要があります。

契約締結後は、委託契約書の委託事業計画書に記された「構成員の事業計画」に基づいて、各構成員が事業を実施していただくことになります。

なお、共同事業体の代表者（提案者）は、農林水産省への資金の請求・受領、他の構成員への資金交付、各構成員の実績報告の内容確認・取りまとめ等を行っていただくことになります。